日野市自殺総合対策基本計画策定委員会設置要綱

令和５年４月１日制定

（設置）

第１条　日野市自殺総合対策推進条例（平成23年条例第11号。以下「条例」という。）第９条の規定により、自殺総合対策基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、日野市自殺総合対策基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、条例第９条第２項各号に掲げる事項を調査検討し、計画の素案を作成する。

２　委員会は、前項の規定により作成した計画の素案について、日野市長（以下「市長」という。）に報告するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

⑴　有識者　３人以内

⑵　市民委員　３人以内

⑶　自殺防止等に関する活動を行っている民間団体職員　２人以内

⑷　医師　２人

 ⑸　地域包括支援センターの職員　１人

⑹　民間事業所における労働安全衛生担当職員　１人

⑺　日野市民生・児童委員協議会の代表者　１人

⑻　東京都職員　１人

⑼　日野市職員　６人以内

⑽　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、就任の日から令和６年３月31日までとする。

２　委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員会において会議の議長となる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（分科会）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に分科会を置くことができる。

２　前項に規定する分科会には、委員相互の互選により座長を置く。

３　分科会の座長は、分科会を代表し、分科会の運営及び意見の調整等に努めるものとする。

４　前３項に掲げるもののほか、分科会の組織及び運営については、必要に応じて委員長が別に定める。

（意見聴取等）

第８条　委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（謝礼）

第９条　委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、第３条第８号及び第９号に規定する委員には支払わない。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。